**第７７回国民体育大会セーリング競技**

**長　野　県　予　選　会**

**帆　走　指　示　書**

1. **適用規則**

１．１　本大会は｢2021-2024セーリング競技規則｣（以下｢規則｣という。）に定義された規則を

適用する。

　　ただし、本帆走指示書（以下「指示」という）によって変更されたものを除く。

１．２　国体ウィンドサーフィン級については、競技規則付則（以下｢付則｣という。）Bを適用

する。ただし付則B5中の付則61の変更及び付則B8は適用しない。

１．３　規則42の違反に対しては、付則Pを適用する。

１．４　各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項並びに個人会員登録に

関する条項は適用しない。

１．５　付則Tを適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用い

て記録される。これは、規則A10を変更している。

1. **競技者への通告**

　２．１　競技者への通告は、陸上本部棟前に設置された公式掲示板に掲示する。

1. **帆走指示書の変更**

３．１　帆走指示書（以下｢指示｣という。）の変更は、それが発効する当日の9:00までに、公

式掲示板に掲示する。

1. **陸上で発する信号**

４．１　陸上で発する信号は、運営本部棟の信号柱に掲揚する。

４．２　陸上で回答旗が展開された場合、レース信号「回答旗」中の「１分」を「３０分以降」

に置き換える。

1. **レースの日程**

５．１　レースの日程は次のとおりとする。

　　　　　第１レース　国体全種目　　　　　　　スタート予定時刻　１０時３０分

　　　　　第２レース　引続き

第３レース　引続き

　　　　　第４レース　引続き

　　　　　第５レース　引続き

　　　※１６時以降のスタートは行わない。

５．２　引き続きレースを行う場合、競技艇にレースが間もなく始まることを注意喚起するため

に、予告信号を発する少なくとも５分以前に音響信号とともにオレンジ旗を掲揚する。

５．３　本大会は５レースが予定され１レースの完了をもって成立とする。

1. **クラス旗**

６．１　国体種目のクラス旗はレーザー級の記章を記した旗を使用する。

1. **レース海面**

７．１　レース海面は諏訪湖のほぼ中央とする。

1. **コース**

８．１　添付図－１の見取図は、レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序及び各マークの

通過する側を含むコースを示す。

８．２　艇の帆走すべきコースは添付図１のとおりとする。

1. **マーク**

９．１　マーク1は、数字で1と表示された黄色の円筒形のブイとする。又、マークSはオレンジ

の円錐形ブイ及びマークPは緑の円錐形ブイとする。フィニッシュ・マークはピンクの

円錐形ブイとする。

９．２　スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会艇の信

号艇とマークSの間とする。

９．３　フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの風上側の端にあるレース委員会艇の

信号艇と下側にあるピンクの円錐形ブイの間とする。

1. **スタート**

10．１　スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールとマー

クSの間とする。

10．２　スタート信号後４分以内にスタートしない艇は、審問なしに｢スタートしなかった

（DNS）｣と記録される。これは付則A5.1及びA5.2を変更している。

1. **コースの次のレグの変更**

11．１　コースの変更は行わない。これは規則３３を変更している。

1. **フィニッシュ**

12．１　フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マークの上に青色旗を掲揚しているポールとその風下側にあるピンクの円錐形ブイの間とする。

1. **レース・タイム・リミット**

13．１　レース・タイム・リミットは、規則29.1及び30に違反しないでスタートし、規則28の

とおり帆走した各クラスの先頭艇のフィニッシュ後１０分とする。

13．２　レース。タイム・リミット内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナ

ルティーをかされず、または救済をあたえられなかった艇は、審問なしにタイム・リミ

ット超過（TLE）と記録される。TLEとなった艇は、レース・タイム・リミット内でフィ

ニッシュした最後の艇が獲得した得点よりも、フィニッシュ順位に対し、１多い得点が

記録される。これは規則35、A5.1、A5｡2、A10を変更している。

**１４． スタート後の短縮または中止**

14．１　レース委員会は規則32.1に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、

スタート後おおよそ30分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合はレース

を中止することができる。またスタート後おおよそ60分以内にレースが終了しそうにな

い場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。これは規

則32.1を変更している。

14．２　指示14.1に基づく措置については救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を

変更している。

**１５． 抗議と救済要求**

15．１　抗議、救済要求および審問再開の要求は、陸上本部で入手できる用紙に記入のうえ、締

切時間内に陸上本部に持参して提出しなければならない。

15．２　抗議締切時刻は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が、本日これ以上レ

ースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から40分とする。ただし、プロ

テスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

15．３　レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61.1(b)に基づき艇に伝

えるために、公式掲示板に掲示する。

15．４　指示1.3に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇の一覧は、公式掲示

板に掲示する。

15．５　プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への質問の時間、場所、当事者

および承認として指名された競技者への通告は、抗議締切時刻後10分以内に公式掲示板

に掲示する。

15．６　クラス規則違反[DP]、規則55[DP]、指示17の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。

これは規則62.2を変更している。

**１６． 得点**

16．１　３レース以下しか完了できなかった場合、艇の得点は、全てのレースの得点の合計とす

る。４レース以上完了した場合、艇の得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の

合計とする。

**１７． 安全規定[ＤＰ]**

17．１　出走申告と帰着申告は、チェックアウト／チェックインシステムを用いる。

17．２　各艇は、出艇前に大会受付前に用意されているリストにサインしなければならない。

17．３　帰着した艇は、帰着後速やかに大会受付前に用意されているリストにサインしなければ

ならない。最終レース後のサインの締切時刻は、抗議締切時刻である。

17．４　レース委員会が危険と判断した場合、艇体放棄を含む強制救助を行う場合がある。

　　　強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更

している。

17．５　マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けても良い。

17．６　レースからリタイアしようとする艇は、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければな

らない。又、指示17.3と同時に、大会受付前に用意されているリタイア報告書にサイン

しなければならない。

**１８．　ごみの処分**

18．１　ごみは大会運営艇に渡してもよい。

18．２　昼食は各自用意し、レース委員会艇に預けても良い。昼食時間は本部船より指示する。

**１９．　責任の否認**

19．１　このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則3「レースをすることの決定」

参照。主催団体は、このレガッタの前後、期間中に生じた物理的な損傷または身体障碍

もしくは死亡によるいかなる責任を負わない。

|  |  |
| --- | --- |
| **添付図－１** | **コ　ー　ス　図** |

**コース　：　Ｓ－１－SP（ｹﾞｰﾄ）－１－P－Ｆ**

